

65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金の額によって、普通徴収と特別徴収の2通りに分かります。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方 ▶ **【納付書】**または**【口座振替】**で納めていただきます。

- 納入通知書と納付書が同封されている方…納付書で納めていただく方です。市役所（本庁・各支所）または市指定の金融機関等で同封の納付書により納期限までに納付をお願いします。
- 納入通知書のみ同封されている方…口座振替により納付いただく方ですので、金額をご確認ください。

口座振替が便利ね



口座振替が安心・便利です

納付書で納める方は、安心・便利な口座振替がおすすめです。

納付書、預（貯）金通帳、届出印を持って、取扱指定金融機関等でお申し込みください。

※取扱金融機関等：京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都農業協同組合・りそな銀行・近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局

※申し込みから口座振替が開始されるまでの月や残高不足などにより引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方 ▶ 年金から**【天引き】**になります

- 年金の定期支払い時（年6回）に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。
- 年6回ある納期の内、前半の4月・6月・8月を「仮徴収」、後半の10月・12月・2月を「本徴収」として納付いただきます。

仮徴収

4月 6月 8月

保険料が前年の所得などに応じて決定するまでの間の3回は、原則前年度の2月と同額をお納めいただきます。

本徴収

10月 12月 2月

確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けてお納めいただきます。

年金が年額18万円以上でも、こんなときは普通徴収(納付書または口座振替)になります

- 年度途中で65歳になった場合
 - 年度途中で年金の受給が始まった場合
 - 年度途中で他の市区町村から転入した場合
 - 年金が一時差し止めになった場合
 - 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など
- ※上記の場合、特別徴収が中止になる場合があります。その場合、特別徴収が再開するのは原則翌年の10月以降となり、それまでは普通徴収になります。

介護保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービス利用時に給付の制限を受けることがあります。

《1年以上滞納すると》

利用者が費用の**全額をいったん自己負担**し、申請により後日、保険給付分が払い戻されます。

《1年6か月以上滞納すると》

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付分の**一部または全部が一時的に差し止め**となったり、**滞納していた保険料と相殺**されたりすることがあります。

《2年以上滞納すると》

利用者負担の割合が引き上げられたり※、**利用料が高額となった場合でも高額介護サービス費の支給を受けることができなくなる等のサービス利用時に給付の制限を受ける**ことになります。

※1割または2割負担の方は3割に、3割負担の方は4割になります。

災害による被災や、新型コロナウイルス感染症などの影響により、一定以上収入が減少するなど保険料の納付が一時的に困難になった場合には、徴収の猶予や減免を受けることができます。詳細については南丹市発行の広報紙またはホームページをご覧ください。

R4.6月発行

南丹市

65歳以上のみなさまへ

介護保険料の決め方・納め方



65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険では介護を社会全体で支えるため、40歳以上の全ての方に介護保険料を納めていただくことになっています。

40~64歳の方は健康保険の保険料とあわせて納めていただいていたのですが、65歳からは個人ごとに納めていただくことになります。

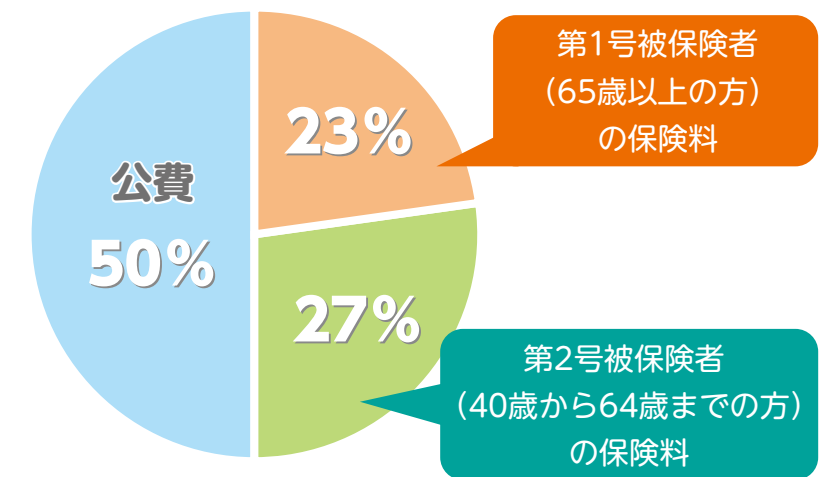
令和3年度から令和5年度の介護保険料について

市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は3年毎に見直されます。

令和3年度からの第8期計画に基づき、令和3~令和5年度までの介護保険料の基準額が決定しましたのでお知らせします。

介護保険の財源

介護保険制度は被保険者のみなさまに納めていただく保険料と公費(税金)を財源として運営されています。



お問い合わせ先

南丹市役所 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006

八木支所
TEL (0771) 68-0020

日吉支所
TEL (0771) 68-0030

美山支所
TEL (0771) 68-0040

65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の保険料額は、南丹市において今後3年間に必要な介護サービスの総費用から算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の所得に応じて決められます。

基準額の算出方法

南丹市で令和3年度から令和5年度の3年間に必要と見込まれる介護サービスの総費用

×

65歳以上の方(第1号被保険者)の負担分(23%)

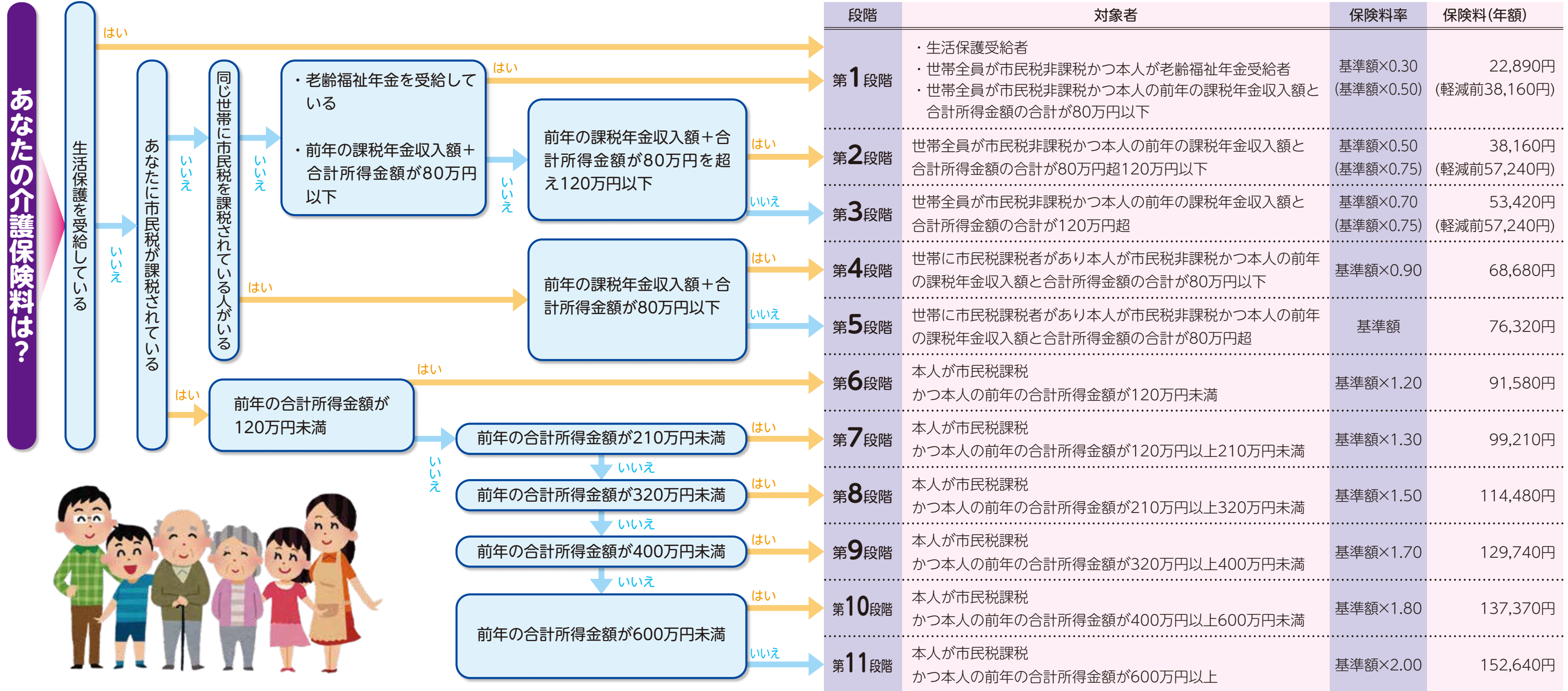
÷

南丹市の65歳以上の方(第1号被保険者)の人数

÷3年 =

南丹市の介護保険料の基準額 **76,320円(年額)**

この基準額をもとに世帯の所得によって11段階に分かれます。



介護保険料Q&A

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？
A 第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になる月(誕生日が1日の方はその前月)分からです。

Q サービスを利用しなくても保険料を納めないといけませんか？
A サービスを利用している、利用していないにかかわらず、原則として40歳以上の人は全員が保険料を納めなければなりません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。制度を維持してい

くため、また、今後介護が必要になったときのために、保険料は必ずお納めください。

Q 保険料の納め方を自分で選びたいのですが、納付方法は選べないのですか？
A 介護保険料は原則として年金から納めることになっており、年金の受給額によって納め方が法律で定められています。納め方を個人で選択することはできませんので、市からの通知にしたがって、決められた方法で納付をお願いします。

※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
 ※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 ※租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得のいずれかに係る特別控除額がある場合は、その特別控除額を合計所得金額から控除した額で判定します。また、第1～5段階(市民税非課税の方)の判定においては、所得税法に規定される公的年金収入に係る所得金額を合計所得金額から控除した額で判定します。
 ※課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。
 ※低所得高齢者の保険料軽減強化を行い、公費の投入により、第1段階の介護保険料は22,890円(基準額×0.30)、第2段階は38,160円(基準額×0.50)、第3段階は53,420円(基準額×0.70)に減額されます。
 ※前年の所得が不明の場合は、いったん暫定的に保険料を決定させていただきます(所得の申告後、保険料を精算)。前年の所得の申告をされていない場合は、市役所までご相談ください。